

に対して、ピールは関税最高額を20シリング（小麦価格が50シリング）へと大幅に引き下げた。そして、小麦価格が50シリングから上昇するごとに関税額は減少し、小麦価格が73シリングに達すると関税額は1シリングになるものとされた。こうしてピールは、関税額を引き下げて貿易量を増加させ、関税収入を増大させようとしたのである<sup>11)</sup>。

だが、その後のアイルランドの食糧飢饉などを受けて、ピールは徐々に穀物法廃止の方向に進み、野党の有力者ジョン・ラッセル卿の自由貿易主義への転換などもあり、1846年についに穀物法の廃止が決定された。

穀物法の歴史を語る際に現在でもなお参照されるべき書物の著者であるバーンズは、とりわけ19世紀以降の穀物法に関して次のように述べている。

「1689年から1814年までに輸出入を支配していた法律は、社会正義に関する紛れもないシステムに基づいていた。それらの法律は、生産者と消費者の双方にとって正当と考えられる一定の限度内に価格を維持することを意図していた。輸出に対するあらゆる制限および奨励金が廃止された1814年以後に続く1815年、1822年、1828年および1842年法は、地主の利益のために輸入を縮小させ、一国の他の諸階級を犠牲にした偏った政策であった。」(Barnes [1930] 2006, pp. 288-9)

### 3. 穀物法と一国の租税支払い能力——パンフレット作家たちの議論

1846年の穀物法廃止までの大きな流れは以上のとおりである。その間、穀物法を擁護ないし批判するために、当時のパンフレット作家たちからさまざまな論拠が提出された。この章では、そのうちで一国の租税支払い能力の問題と関わる論点に絞って、主な議論を整理してみよう。検討対象は、マルサスとリカードウの論争開始以降の時期したい。

一国の租税支払い能力と関連づけて穀物法問題を論じた初期のパンフレット作家の1人は、シモンである<sup>12)</sup>。彼はおそらくヒューム以降の議論を念頭に置きながら、課税や国債の圧力に耐えられる限界を正確に予測することは困難であるとし、そうした予測を安易に行うこと自体に批判的であった。だが彼は、その限界に関して次のような一般的議論を展開している。

11)もちろん、1842年のピールによる所得税の復活も、当時の財政赤字問題を背景として提案されたものであった。

12) ルイ・シモン (1767-1831年)。フランスで生まれたが、1789年の革命前にアメリカへ移住し、ニューヨークで商人として成功する。1810~1811年にイギリスに旅行し、同国の社会および政治に関する非常に批判的な観察に基づいて、『グレイトブリテンにおける旅行滞在記』を著した (French Biographical Archive, Ser. 1 (F920.044/A67), 960sheet, pp. 293-296)。

課税に耐えられる自然的限界が存在すること自体は否定しえない。というのは、政府が課税によって全収穫物を取り去ることは不可能だからである。しかし、現物タームではなく貨幣タームで考える場合、課税の限界を明示することはそれほど容易ではない。

とはいえる、新規の（穀物を含む）農産物税を例にとれば、この租税は生産物価格を比例的に騰貴させる。農産物価格の騰貴は賃金と原料価格を騰貴させるから、農業者は自分の生産物価格を再び引き上げない限り、経営を続けられない。それゆえ、農産物税→生産物価格騰貴→賃金・原料価格の騰貴→生産物価格騰貴……という過程が無限に繰り返されるように思われるかもしれないが、実際にはそうはならない。なぜならば、このような租税に伴う価格の上昇分は、「一定の貨幣所得で生活する不労消費者（non-labouring consumers）」によって負担されるからである。「彼らは追加的な租税のすべてを、自分たち自身に対する租税と他の諸階級の人々に対する租税の双方を負担する」（Simond 1817, p. 220n）<sup>13)</sup>。

「一定の貨幣所得で生活する不労消費者」とは、地主や国債所有者を指す。その彼らが租税を負担し続ければ、その一部はいずれ自己の資産を食いつぶし、自己の労働で生計を立てる「就労消費者（labouring consumers）」に転換していく。「そして、彼らが徐々に就労消費者の階層に入るように強いられるにつれて、不労消費者の数と彼らの収入額は、一国の租税支払い能力および軍事目的のために人々を招集する一国の力を見積もる最善の基準を与えるように思われる」（Simond 1817, p. 220n）。

以上のように、シモンは一国の租税支払い能力の大きさは「不労消費者」の収入額（地代+国債利子）に比例すると信じていた。したがって彼は、「……この国に不労消費者がいる限り、貨幣課税の増加に対していかなる限界も見出さない」と結論したのである。

2番目に取り上げるのは匿名の著者による1826年のパンフレットである（Anon. 1826）。彼は、穀物法は地主にとってさえ利益にならず、賃金上昇と利潤下落をつうじて資本家および商人にとって極めて有害であると論じた後、次のように述べた。「請願者たちは以下のように申し述べている。すなわち、安価なパンは現在の多額の租税支払いと両立しえないという穀物法擁護者の一部の主張は誤解に基づくものである。というのは、一国の租税支払い能力はその年々の純生産物のいかなる増加によても増加するからである」（Anon. 1826, pp. xxii-xxiii）。

穀物価格が低下する（=「安価なパン」）と地主の貨幣所得が減少して多額の租税を支払えなくなるという議論に対して、匿名の著者は一国の租税支払い能力は「その年々の純生産物」に依存すると主張して批判を加えた<sup>14)</sup>。

---

13) ただし、なぜ「不労消費者」が他の諸階級の分の租税も負担しうるのか、その具体的な論理についてはパンフレットを読んでも明白ではない。

3番目の論者はトムスンである<sup>15)</sup>。彼は『穀物法問答集』の中で、穀物法による穀物価格の騰貴はヨリ多くの租税支払いを可能にするという議論に対して、次のように回答した。「もしもある者がひとりで高い価格を首尾よく得られるならば、彼は富裕になって租税を支払えるであろう。だが、お互いの者から高い価格を得ることで、すべての者は租税を支払うことができないであろう。一国の目的にかなった租税を支払う能力は、生み出された諸物の総量に依存するに違いない」(Thompson 1828, p. 42)。

穀物法によって地主だけが高い価格の恩恵に浴するならば、彼はヨリ多くの租税を支払えるであろう。だが、穀物法によって地主は高い穀物価格に伴う高い地代を享受できる反面、消費者としては高い穀物価格の分だけ価格が引き上げられた諸商品の購入を強いられる。この場合、地主は高い穀物価格によってヨリ多くの租税を支払う力をもてない。結局、トムスンによれば、一国の租税支払い能力は「生み出された諸物の総量」つまり総生産物に依存するものであった。

4番目にダラムの議論を検討しよう<sup>16)</sup>。ダラムは穀物法廃止に関する持論を展開した後、それに対してなされうる反対論の考察に移った。その際、彼は穀物法と一国の租税支払い能力に関わる議論を最初に取り上げている。すなわち、「穀物法の廃止によって穀物価格は大いに減少し、したがって一国の貨幣所得は同じ割合で減少するであろう、それゆえに、同一の貨幣租税はもはや徴収されえないであろう」(Durham 1832, p. 9)と主張されることがある<sup>17)</sup>。だが彼によれば、この主張には根拠がない。

第1に、穀物価格の低下は農業関係者の貨幣所得を減少させるかもしれないが、他の諸階級の貨幣所得は減少しない。そして穀物や飼料の価格が下がれば、パン、肉、チーズおよび

14) ただし、純生産物の構成要素は何か、穀物価格の低下はなぜ純生産物を増加させる（または少なくとも減少させない）といえるのか、穀物法はいかなる経路で賃金を上昇させて利潤を下落させるのか、については明らかではない。

15) トマス・ペロネット・トムスン（1783-1869年）。陸軍将校および政治家。1820年代初頭から政治活動および文芸活動を開始し、ジョン・バウリングと親友になった。経済学への関心も強め、1826年にはリカード地代論を批判するとともに、地代は農産物に対する需要によって決定されるというスミス的考え方に基づいた『真の地代理論』を出版している。スミス的本地代論を展開したこの著作に基づいて、トムスンは1827年に彼の代表的著作である『穀物法問答集』を出版し、当時の穀物法廃止論に大きな影響を与えた。実際、この著作は1834年までに8版を重ねた。また議会改革、カトリック解放および自由貿易といった問題に関して『ウェストミンスター・レビュー』にも論文を寄稿している。1847年には下院議員となり、1852年にその議席を失ったものの、1857年から1859年まで再び別の選挙区から議員に当選し、下院では一貫して急進的改革と自由貿易の支持者であった（*Oxford Dictionary of National Biography*, 54, pp. 469-71）。

16) ダラムの伝記情報が記載されている文献は、以下のリードの伝記情報の場合と同様に、現段階では探し出すことができなかった。

17) いうまでもなく、これはマルサス『諸根拠』で提示された議論である。

バターの価格も下落するから、他の諸階級の実質所得はむしろ増加する。全体として、農業関係者の貨幣所得の減少は他の諸階級の貨幣所得の購買力の増加によって相殺されて余りあるであろう。第2に、穀物法を廃止すれば劣等地の耕作に充当されていた資本が他の用途で有効利用されて一国の所得を増大させるから、貨幣租税を支払う力を増加させるに違いない。第3に、穀物法廃止は穀物価格を下落させる一方で富の量を増大させる。この時、価格の下落分以上に数量が増加すれば、国富増加と同じ割合ではないにせよ、(数量×価格で算出される)一国の貨幣所得は増加するであろう<sup>18)</sup>。第4に、穀物の自由輸入でパンが安くなければ、貧民の境遇改善と生計費減少により救貧支出の削減が可能になる。ゆえに穀物法廃止は、租税支払い能力を増大させる一方で、政府支出を減少させる効果をもたらす。第5に、穀物法の廃止は富者(地主)と貧者(労働者)の格差を縮小させ、結果的に一国の所得の増加につながりうる。

5番目に取り上げる論者はリードである。彼は穀物法を批判する文脈の中で次のように論じ、一国の租税支払い能力は「収入」に依存するが、その収入の大部分は「利潤と賃金」から構成されるものとした。

「穀物輸入に対する諸制限だけでなく、これらの租税〔あらゆる農産物に対する租税〕は、そこからあらゆる資本の利潤と労働の賃金が引き出される基金を直接に減少させる傾向があり、それゆえに、繁栄への経路を国が進んでいく際に克服しがたい障害を形成する傾向がある。また、それらの租税は、利潤と賃金を低下させることによって、国民の租税支払い能力を減少させる傾向がある。……租税は収入から支払われるのであって、収入のうちのほぼ大部分は利潤と賃金から構成される、そして利潤と賃金がこの国において非常にかなり下落してきたということが一般に認められているように、もしもこれらが下落するならば、租税支払い能力は比例的に減少することになる。」(Reid 1833, p. 32, [ ] 内は筆者)

またリードは、穀物法によってイギリスが毎年こうむる損失分を3000万ポンドと見積もった。というのは、投下資本を同額だと仮定して、穀物の自由輸入の場合に外国の肥沃な土地から得られる穀物量(3000万クォーター)と穀物の輸入制限の場合に国内の劣等地から得られる穀物量(1500万クォーター)の差額に穀物の平均価格40シリングを掛けると、3000万ポ

---

18) 具体的には、ダラムは穀物法の廃止によって穀物価格が60シリングから40シリングに下落する結果、貨幣所得が3分の1だけ減少するとしても、他方で富の増大がもたらされるから、この下落した貨幣所得は以前の1.5倍の購買力を有するようになると仮定している(Durham 1832, pp. 4, 10)。

ンドになるからである。つまり、穀物法廃止は毎年3000万ポンドの価値を一国の収入に追加しうる。その結果、「利潤と賃金は即座に上昇するであろうし、農業者さえも利潤と賃金の一般的上昇にあずかるであろう。というのは、地代は疑いもなく非常に下落するであろうが、農業関係者のうちで断然最も数の多い階級である農業資本家と労働者は、双方とも非常に利益を得るからである」(Reid 1833, p. 27)。

こうしてリードは、穀物法廃止（維持）→租税支払い基金である「収入」の大部分を占める利潤と賃金の増加（減少）と主張し、自己の自由貿易論を正当化した。

続いて、6番目としてシモンズの議論を紹介しよう<sup>19)</sup>。彼は、穀物法が穀物価格（諸価格）の上昇をつうじてヨリ多くの租税支払いを可能にするという議論を批判した。諸商品の価格総額は、国富の総量が変わらなくても増減しうる。だが富は諸商品であり、国富は諸商品の分量で測られる以上、諸商品価格の上昇を富の増加と混同すべきではない。そのうえで彼は、租税支払い能力は一国の諸商品の総量ないし国富（総生産物）に比例し、国富を減少させる穀物法は一国の租税支払い能力を低下させると論じた。

「租税を支払うことができるためには保護関税が維持されなければならないということは、あたかもちょうど租税支払い能力は国富にまったく依存しないに違いないかのように、この誤り〔諸価格の上昇を租税支払い能力の増大とみなすこと〕の一部および一片をなすものである。我々は、保護関税は国富を減少させること、したがって自由貿易が確立される時には、いっそ少なくてはなくいっそ多くの租税を支払えるであろうということを証明している。」(Symons 1838, p. 271, [ ] 内は筆者、傍点はシモンズ)

最後に、ペイジの見解をみてみよう<sup>20)</sup>。彼は、①一国の所得を減少させる、②行政費の増加により追加的な租税を必要とするに加えて、穀物法の第3の弊害を次のように指摘した。「注目すべき第3の、また最後のことは、増加した食糧価格に穀物法が課す重税であり、その結果は、社会の労働および所得の大部分は最低限の生活必需品の獲得に支出されているので、他の諸目的のために残るものはいっそ少なくなり、それゆえ、政府の租税を支払うための能力はヨリ小さくなる、ということになる」(Page 1839, p. 5)。

19) ジェリンガー・コックソン・シモンズ (1809-1860年)。弁護士および視学官。1848年にイングランドおよびウェールズ西部における救貧学校の視学官に任命される。法律および教育関係の雑誌を編集しただけでなく、刑罰問題、科学および文芸の分野を中心に20以上の著作を残した (DNB)。

20) リチャード・ペイジ (1773-1841年)。対仏戦争中は穀物の外国貿易に従事し、戦後は外国債の仲買人にもなった。1818年末から実務経験をいかして著述活動を始め、通貨と銀行に関する著作を残した。また穀物法批判者としても多年にわたって活躍した (The Times, Feb 24, 1841; p. 6)。